

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	令和3年7月8日 10時00分ごろ
発生場所	東京都江戸川区荒川ロックゲート 砂村三等三角点から真方位027° 1,810m付近 (概位 北緯35° 41.0′ 東経139° 50.8′)
事故の概要	プレジャーボートシーガル33は、航行中、護岸に衝突した。
事故調査の経過	令和3年7月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート シーガル33、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	230-56440東京、株式会社江戸川造船所
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	軽傷 2人（船長及び同乗者）
損傷	本船 バウスプリットに破損、船外機に擦過傷 護岸 擦過痕
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約2.4m/s、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、荒川を北進した。</p> <p>船長は、水位の異なる荒川と旧中川の間に設置された荒川ロックゲート（閘門）を通航することとし、閘室に入航した。</p> <p>船長は、閘門内の水面調整中、同乗者の協力が得られなかったため、閘室で係船チェーンを利用しなくても水位変動による船体の移動を操船で抑えることができると思い、通航を続けた。</p> <p>本船は、閘室の水位が下降するに伴い、圧流されて次第に右転したので、船長が護岸への接近を避けようとして主機を前進にかけたところ、船首部が閘室北側の護岸に衝突し、更に後進して船外機が閘室南側の護岸に衝突した。</p> <p>船長及び同乗者は、衝突の衝撃で転倒し、船長が腰椎捻挫及び同乗者が右膝擦過をそれぞれ負った。</p> <p>船長は、以前に荒川ロックゲートの閘室に入航したとき、係船チェーンを掴むなど協力してくれた同乗者を乗せていたので、本事故時も同様に協力してくれる同乗者を乗せていれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>荒川ロックゲートの通航についてのお知らせには、閘室内の通航方法として係船チェーン等を利用して水位変動による船舶の揺れを防ぐこと、また、閘室内に停泊（係船）する場合は左右岸どちらでも構わ</p>

	ないことなどが記載されている。
分析	<p>本船は、閘室内を通航中、船長が、同乗者の協力が得られない状態で、係船チェーンを利用しなくても水位変動による船体の移動を操船で抑えることができると思い、通航したことから、水位が下降するに伴って圧流され、護岸への接近を避けようとして主機を前進にかけたところ、護岸に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が閘室内を通航中、船長が、同乗者の協力が得られない状態で、係船チェーンを利用しなくても水位変動による船体の移動を操船で抑えることができると思い、通航したため、水位が下降するに伴って圧流され、護岸への接近を避けようとして主機を前進にかけたところ、護岸に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、荒川ロックゲートの閘室内において、係船チェーン等を利用するか、左右岸のどちらかに係船し、水位変動の際に船舶の移動を抑えること。なお、同乗者の協力が必要な場合、事前に同乗者の協力が可能であるか確認し、協力が得られないときには通航経路又は目的地を変更すること。